第二十八条第三項の表第二十三条第四項の項の次に次のように加える。

第二十三条第四項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第二十三条第四項第二号	に係る災害予防及び災害応急対策	に係る原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）、緊急事態応急対策（同条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）及び原子力災害事後対策（同条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）
	に沿って災害予防及び災害応急対策	に沿って原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策
第二十三条第四項第三号	災害予防及び災害応急対策及び関係指定地方公共機関	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策及び関係指定地方公共機関及び原子力事業者

第二十八条第三項の表第二十三条第六項の項の次に次のように加える。

第二十三条第七項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
	並びにその他の関係者	、原子力事業者並びにその他の関係者
第二十三条の二第四項	市町村地域防災計画	原子力災害対策指針又は市町村地域防災計画
	及び関係指定地方公共機関	、関係指定地方公共機関及び原子力事業者
第二十三条の二第四項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第二十三条の二第四項第二号	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策
第二十三条の二第六項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第六条　原子力規制委員会設置法の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の」を「第四十条第三項の項の次に次のように加える」に、「同表第四十二条第二項第二号」を「同表第四十二条第三項」に改める。

附則第五十四条のうち原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定を次のように改める。

第二十八条第一項の表第四十条第三項の項の次に次のように加える。

第四十一条	防災基本計画	防災基本計画、原子力災害対策指針
第四十二条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策指針

附則第五十四条のうち原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定中「第四十二条第二項第二号」を「第四十二条第三項」に改める。

（調整規定）

第七条　この法律の施行の日が原子力規制委員会設置法の施行の日前である場合には、附則第五条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第九項の改正規定	第十七条第九項	第十七条第八項
	第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「第二十条第八項」を「第二十条第九項」	第二十条第五項」を「第二十条第六項」
第十八条の改正規定	第十八条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号	第十八条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号
	緊急事態応急対策等	緊急事態応急対策
第二十条の改正規定	及び第二項」を「、第二項及び第五項」に、「同項」を「第二項」	及び第六項」を「、第五項及び第七項
	及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等	
第二十二条の改正規定	同条第一項	同条
	改め、同条第二項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改める	改める
第二十三条の改正規定	同条第二項中「及び」を「並びに」に、「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改め、同条第三項第二号	同条第二項第二号
第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の次に加える改正規定	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）	原子力緊急事態宣言